

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

48

### 規則

- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（保健医療局保健政策部保健政策課）……………
- 医療法施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局医療政策部医療安全課）……………

### 規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都規則第九十五号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十五号ロ及びハ中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同号ホ中「第八条」を「第八条第一項」に改め、「受理」の下に「並びに同条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届の受理」を加え、同号ヘ中「及び助産所」を、「助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号ト中「及び助産所」を、「助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、「開設者」の下に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「失そう」を「失踪」に改め、同

号ナ中「及び助産所」を、「助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号ラ中「及び助産所」を、「助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、「開設者」の下に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号ウ中「助産所の変更届の受理」の下に「並びに同条第四項の規定によるオンライン診療受診施設の変更届の受理」を加え、同条第四十一号ヘ中「第十五項」を「第十三項」に改め、同号ト中「第十四条第十六項」を「第十四条第十四項」に改める。

#### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条第四十一号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都規則第九十六号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十年東京都規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第七条中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八条第二項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届書は、別記第九号様式の二による。

第八条中「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第四項」に、「又は助産所」を

「若しくは助産所」に、「又は開設届出事項」を「若しくは開設届出事項又はオンライン診療受診施設の設置届出事項」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第十二条の見出しを「（開設者の死亡・失踪届書）」に改め、同条中「または助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「または失そう」を「又は失踪」に改める。

第二十九条第一項中「及び助産所台帳」を「助産所台帳及びオンライン診療受診施設台帳」に改め、「、又は」の下に「診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に係る」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

四 オンライン診療受診施設台帳

イ オンライン診療受診施設の名称及び所在地

ロ 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

ハ 設置年月日

ニ その他保健所長が必要と認める事項

別記第六号様式(表中)

5	診療日時	
---	------	--

を

5	診療日時	
6	オンライン診療	有・無

に

改め、同様式(表中)「6」を「7」に、「7」を「8」に、「8」を「9」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に改める。

別記第六号様式の二(表中)

5	診療日時	
---	------	--

を

5	診療日時	
6	オンライン診療	有・無

に

「6 診療」を「7 診療」に改め、同様式(表中)「7」を「8」に、「8」を「9」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に、「11」を「12」に改める。

別記第七号様式1(表中「第8条」を「第8条第1項」に)  
(第1片)

7	診療日時	
---	------	--

を

7	診療日時	
8	オンライン診療	有・無

に

改め、同様式1(表中)「8」を「9」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に  
(第1片)

を「12」に、「12」を「13」に改め、同様式2(表中)「13」を「14」に、「14」を「15」  
(第2片)

に、「15」を「16」に、「16」を「17」に改め、同様式2(表中)「17」を「18」に  
(第2片)

「18」を「19」に、「19」を「20」に、「20」を「21」に、「21」を「22」に、「22」

を「23」に改め、同様式3(表中)「23」を「24」に、「24」を「25」に、「25」を「26」  
(第3片)

に、「26」を「27」に、「27」を「28」に改め、同様式3(表中)「28」を「29」に  
(第3片)

「29」を「30」に改める。

別記第八号様式1(表中「第8条」を「第8条第1項」に  
(第1片)

7 診療日時	
7 診療日時	
8 オンライン診療	有・無

改め、同様式1(表中「8」を「9」に「9」を「10」に「10」を「11」に  
(第1片)

を「12」に「12」を「13」に改め、同様式2(表中「13」を「14」に「14」を「15」  
(第1片)

に「15」を「16」に「16」を「17」に「17」を「18」に「18」を「19」に改め、  
(第2片)  
同様式2(表中「19」を「20」に改める。

別記第九号様式1(表中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式の次に次の一様  
(第1片)  
式を加える。

第9号様式の2(第7条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住所 設置者  
氏名 ( )  
電話番号 ( )  
〔法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名〕

オンライン診療受診施設設置届

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届  
け出ます。

記

1 名称	
2 所在地	電話番号 ( )
3 敷地の面積及び平面図	m <sup>2</sup> (平面図は、別添のとおり)
4 建築物の構造概要及び平面図(平面図は、別添のとおり)	
(建築物名称)	(構造)
(面積) 建築面積 m <sup>2</sup> ・延面積 m <sup>2</sup>	造 階建て
(建築物の一部を使用する場合) うち m <sup>2</sup> 使用	
オンライン診療受診施設として、車両を届け出る場合	
(車種)	(車名) (車両番号)
5 (法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号 ( )
6 設置年月日	年 月 日
7 添付書類	

- (1) 敷地の平面図
- (2) 建築物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)
- (3) 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例(注) 1 車両を届け出る場合、①から③までに掲げる欄の記載等は以下のとおりとする。

- ① 「所在地」欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は、巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ② 「敷地の面積及び平面図」欄については、記載不要とする。
- ③ 「建築物の構造概要及び平面図」欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

2 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。  
(日本産業規格A列4番)

別記第十号様式中 開設者 住所  
氏名

別記第十号様式中 開設者 住所  
氏名

「病院(診療所、歯科診療所又は助産所)開設許可(届出)事項一部変更届」や

「病院(診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設)開設許可(開設届出又は設置届出)事項一部変更届」及び「開設許可(届出)事項を」や「開設許可(開設届出又は設置届出)事項を」及び「開設の」や

「開設(設置)の」及び「開設許可(届出)年月日」や「開設許可(開設届出又は設置届出)年月日」及び

「添付書類 1 開設者の住所及び氏名の変更のうち、開設者が法人の場合は、定款、寄附行為又は条例

2 管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書

3 病室の定床数が減少する場合は、変更前と変更後の平面図(縮尺200分の1以上のもの)

4 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し

(注) 記載内容の確認のため、担当者及び連絡先を記載した書類(名刺等)を添付すること。

1 開設者(設置者)の住所及び氏名の変更のうち、開設者(設置者)が法人の場合は、定款、寄附行為又は条例

2 管理者交代の場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書

3 病室の定床数が減少する場合は、変更前と変更後の平面図(縮尺200分の1以上のもの)

4 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し

(注) 記載内容の確認のため、担当者及び連絡先を記載した書類(名刺等)を添付すること。

別記第十三号様式及び第十四号様式中 開設者 住所  
氏名

別記第十三号様式及び第十四号様式中 開設者 住所  
氏名

「又は助産所」や「、助産所又はオンライン診療受診施設」に定める「開設届出」の次

に「又は設置届出」を加える。

別記第十五号様式中「失そう者」や「失踪者」及び

「病院(診療所、歯科診療所又は助産所)開設者死亡(失そう)届」や「開設者が」

「病院(診療所、歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設)開設者(設置者)死亡(失踪)届」及び「開設者が」

「開設者(設置者)が」及び「失そう宣告」や「失踪宣告」及び「開設届出」の

次に「又は設置届出」や「失そう」や「開設者の」や「開設者(設置者)の」及び「失そう」の

「又は失踪宣告」の」及び「又は失そう」や「又は失踪」に定める。

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の医療法施行細則別記第六号様式から第十号様式まで及び第十三号様式から第十五号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一〇一(代)

郵便番号 163-8001  
定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

